平成２９年（フ）第９５０号
埼玉県志木市柏町５丁目14番４－204号、旧住所埼玉県志木市本町６丁目27番34号　コーポ水野203号
債務者　山影　敏夫
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２４０号
埼玉県行田市城西１丁目１番３号　サンフラワー１番館203号
債務者　境田　哲夫
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第２４４号
埼玉県大里郡寄居町大字富田1829番地５
債務者　石本　敦美（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第１７号
石川県輪島市二勢町43番地　市営二勢住宅Ｅ棟401号室
債務者　浜道　晴美
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで金沢地方裁判所輪島支部

平成２９年（フ）第２８１号
愛知県西尾市下矢田町西野山14番地１　プリムローズＫ202号室
債務者　岡田　卓也
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第２９７号
愛知県豊田市市木町２丁目２番地９　パークサイドハイツＢ－201号、前住所愛知県豊田市東山町２丁目1600番地　東山グリーンフィル203号
債務者　望月　　純
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第４２１号
埼玉県三郷市新和４丁目234番地１　Ｋ63202、旧住所埼玉県草加市青柳８丁目２番23号
債務者　田路　宏一
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月26日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第４８２号
埼玉県三郷市三郷１丁目12番地７　グランドールＭ201
債務者　安斎かおる
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月26日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第５０１号
埼玉県春日部市一ノ割３丁目15番19号　エステート楠102
債務者　石川　尚子
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月26日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第５０７号
埼玉県草加市金明町246番地９　ベルハウス103号、旧住所埼玉県草加市瀬崎３丁目23番１号　青宙荘
債務者　浅井久美子
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月26日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１８８号
埼玉県比企郡吉見町大字長谷1114番地95
債務者　高橋　博章
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月26日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第１８９号
埼玉県比企郡吉見町大字長谷1114番地95
債務者　高橋かおり
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月26日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第２０９号
埼玉県熊谷市上之1219番地３　コーポさくら201
債務者　尾辻千賀子
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月26日までさいたま地方裁判所越谷支部

平成２９年（フ）第２３６号
埼玉県深谷市稲荷町１丁目３番50号
債務者　蜂須カツ子
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月26日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第２４９号
埼玉県本庄市山王堂164番地２
債務者　栗田　文江
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月26日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第４６号
岐阜県瑞浪市釜戸町1858番地の1213
債務者　安藤　秀二
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月26日まで岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第１３１９号
札幌市豊平区平岸３条16丁目１番34号　Ｋｕｒａ天神山201号
債務者　鰐渕　幸子
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで札幌地方裁判所民事第４部